

福祉資金及び教育支援資金のご案内

貸付対象

- ① 他からの借入が困難な収入の少ない世帯
- ② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のいる世帯（療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方と同程度と認められる方を含む）
- ③ 65歳以上の高齢者のいる世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）

※各世帯ごとに所得制限がありますので、申込みの際にご確認ください。

住民票上の住所と現在のお住まいが異なる方は、貸付できません。

貸付内容

《福祉資金》

資金の目的	貸付上限額の目安	据置期間	償還期間
生業を営むために必要な経費	460万円	6月以内	20年以内
技能習得費に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年以内 580万円	6月以内	8年以内
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円	6月以内	7年以内
障害者等福祉用具購入に必要な経費	170万円	6月以内	8年以内
障害者自動車購入費	250万円	6月以内	8年以内
中国残留邦人等国民年金追納費	513.6万円	6月以内	10年以内
療養費	療養期間が1年を超えないときは 170万円 特別な場合 230万円	6月以内	5年以内
介護等資金	介護サービスを受ける期間が 1年を超えないときは170万円 特別な場合 230万円	6月以内	5年以内
災害援護資金	150万円	6月以内	7年以内
冠婚葬祭に必要な経費	50万円	6月以内	3年以内
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円	6月以内	3年以内

就職支度費	50万円	6月以内	3年以内
その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円	6月以内	3年以内
緊急小口資金	10万円	2月以内	8月以内

《教育支援資金》

資金の目的	貸付上限額	据置期間	償還期間
教育支援費	高校 月 35千円	卒業後 6月以内	20年以内
	高専 月 60千円		
	短大 月 60千円		
	大学 月 65千円		
就学支度費	50万円	卒業後 6月以内	20年以内

※資金の目的によって、貸付要件が異なりますので、市町社会福祉協議会窓口でご確認ください。

貸付利子

連帯保証人を立てる場合は、無利子ですが、連帯保証人を立てられない場合は、年利1.5%を徴収します。

福祉資金（緊急小口資金）と教育支援資金は、無利子です。

最終償還期限を過ぎると、最終償還期限日の翌日より、年利10.75%の延滞利子が日割りでかかります。

連帯借受人

福祉費（技能習得費、支度費）、教育支援資金（教育支援費、就学支度費）の借入の場合に必要です。

連帯借受人を立てた場合は、原則として、連帯保証人は不要です。

連帯保証人

原則1名必要です。

- ① 借入申込者と別世帯の方
- ② 年齢が65歳未満の方
- ③ 継続して定期的な収入が確保でき、地方税に基づく住民税が課税されている方
- ④ 石川県内に居住されている方（状況により、県外居住者であっても認められる場合があります。）

ただし、連帯保証人を立てられない場合も貸付できますが、年利1.5%を徴収します。

※福祉資金（緊急小口資金）と教育支援資金は、連帯保証人は不要です。

必要書類

(1) 福祉資金（福祉費）及び教育支援資金の場合

- ① 借入申込書
- ② 住民票(世帯員全員記載のもの)
- ③ 世帯員全員の所得がわかる書類
・所得証明、確定申告書、源泉徴収票、給与明細書など
- ④ 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の写し（障害者世帯の場合）
- ⑤ 要介護認定書の写し(高齢者世帯の場合)
- ⑥ 借入金額等の根拠となる書類
- ⑦ 連帯保証人の所得がわかる書類
・所得証明、確定申告書、源泉徴収票、給与明細書など
- ⑧ 世帯収支状況調
- ⑨ 個人情報取り扱いについて同意書
- ⑩ 借用書
- ⑪ 印鑑登録証明書
- ⑫ 口座振替依頼書
- ⑬ 振込先口座通帳(写)

※資金の目的により必要な書類が異なりますので、市町社会福祉協議会窓口でご確認ください。

(2) 福祉資金（緊急小口資金の場合）

- ① 借入申込書
- ② 住民票(世帯員全員記載のもの)
- ③ 健康保険証
※原本を持参してください。窓口でコピーをとります。
- ④ 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の写し（障害者世帯の場合）
- ⑤ 要介護認定書の写し(高齢者世帯の場合)
- ⑥ 借入金額等の根拠となる書類
- ⑦ 個人情報取り扱いについて同意書
- ⑧ 借用書
- ⑨ 印鑑登録証明書
- ⑩ 口座振替依頼書
- ⑪ 振込先口座通帳(写)

審査

申込書類及びその他添付書類を市町社会福祉協議会へご提出後、毎月 20 頃に、県社会福祉協議会運営委員会で審査し、貸付の可否を決定します。

審査の結果、貸付できない場合があります。

★注意事項

- ① 他の債務の返済等に充てることはできません。
- ② 生活費のみの貸付はできません。(技能習得、療養期間中又は介護サービス、障害者福祉サービス等受給期間中のみ可。)
- ③ 貸付には、審査を要します。お申込みされても審査で否決された場合には、お貸しできません。
- ④ お住まいの市町社会福祉協議会、地域担当民生委員の指導援助を継続的に受けることとなります。

相談・申込み

お住まいの市町社会福祉協議会へご相談ください。

市町社会福祉協議会	所在地	電話番号
金沢市社会福祉協議会	金沢市高岡町 7-25 金沢市松ヶ枝福祉館内	076-231-3571
七尾市社会福祉協議会	七尾市本府中町ヲ部 38 七尾市サンライフプラザ内	0767-52-2099
小松市社会福祉協議会	小松市向本折町へ 14-4 すこやかセンター内	0761-22-3354
輪島市社会福祉協議会	輪島市河井町 2 部 287-1 市ふれあい健康センター内	0768-22-2219
珠洲市社会福祉協議会	珠洲市飯田町 5 部 9 市民ふれあいの里健康増進センター内	0768-82-7751
加賀市社会福祉協議会	加賀市大聖寺南町ニ 11-5 市民会館内	0761-72-1500
羽咋市社会福祉協議会	羽咋市鶴多町亀田 17 市文化会館内	0767-22-6231
かほく市社会福祉協議会	かほく市遠塚口 52-10 七塚健康福祉センター内	076-285-8885
白山市社会福祉協議会	白山市博労 2-50 身障・老人福祉センターこがね荘内	076-276-3151
能美市社会福祉協議会	能美市緑が丘 11-50-1 辰口健康福祉センター内	0761-51-6020
川北町社会福祉協議会	能美郡川北町字壱ツ屋 196 保健センター内	076-277-1111
野々市町社会福祉協議会	石川郡野々市町本町 5-18-5	076-246-0112
津幡町社会福祉協議会	河北郡津幡町字加賀爪ニ 3 福祉センター内	076-288-6276
内灘町社会福祉協議会	河北郡内灘町字鶴ヶ丘 2-161-1 保健センター内	076-286-6953
志賀町社会福祉協議会	羽咋郡志賀町高浜町カ 1-1 保健福祉センター内	0767-32-1363
宝達志水町社会福祉協議会	羽咋郡宝達志水町門前サ 11 町民センターアステラス内	0767-28-5520
中能登町社会福祉協議会	鹿島郡中能登町末坂 2 部 37-1 老人福祉センターゆうゆう内	0767-74-2252
穴水町社会福祉協議会	鳳珠郡穴水町字川島タ 38 保健センター内	0768-52-0378
能登町社会福祉協議会	鳳珠郡能登町字松浪 13-77 能登町内浦福祉センター1階	0768-72-2322

石川県社会福祉協議会	金沢市本多町 3-1-10 県社会福祉会館内	076-224-1212
------------	------------------------	--------------